

ミヤマテラス 宿泊約款

第1条（本約款の適用）

- 当施設の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとし、
- 当施設が、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

第2条（予約の受付）

当宿泊施設に宿泊契約の予約申込は、インターネット予約サイト、または当会員サイトにて受け付けるものとし、会員サイトからの予約申込みは事前に会員登録を済ませた方のみが行えます。なお、会員登録は当ホームページにて行うものとし、当施設運営会社の基準で審査を行うものとし、

第3条（宿泊契約の成立）

当施設と宿泊者の宿泊契約は、宿泊者が当施設から申し込み承諾の通知を受け取ったときに成立するものとし、

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当施設は次の場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき
- 満室（員）により客室の余裕がないとき
- 当約款第6条のいずれかに該当するものであったとき
- 過去に第6条の適用を受け、契約解除された者であるとき

第5条（宿泊客の契約解除権）

宿泊者は、当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。

- 宿泊客は違約金表に掲げるところの違約金を支払うことにより、宿泊契約の全部または一部を解除することができます。

2. 次の各項の場合は、違約金を支払わずに宿泊契約を解除することができます。

- ① 宿泊者が当施設に来場するために必要な公共の運輸機関の不着、または遅延等があった場合
- ② 当施設につながる主要な道路の通行止め等、来場が困難な場合
- ③ 当施設の主要な施設・設備に不具合があり、使用できない場合
- ④ 利用日前日の正午以降に「南丹市」に警報以上が発令された場合
- ⑤ その他、宿泊者の責めに帰さない理由で、安全に施設の利用が出来ないと判断される場合

第6条（当施設の契約解除権、契約の拒否）

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、お引受けした宿泊期間中で あっても、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- ① 宿泊者が宿泊に関し、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき
 - ② 未成年者の方だけでのご利用であったとき
 - ③ 会員登録またはご利用お申込みの内容に虚偽の内容が含まれていたとき
 - ④ 宿泊者が、次のイからハに該当すると認められるとき
 - （イ）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき
 - （ロ）暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - （ハ）法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき
 - ⑤ 宿泊者が近隣の方などに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - ⑥ 宿泊者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - ⑦ 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - ⑧ 施設の故障や断水、停電、天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき
 - ⑨ 施設内での喫煙、その他当施設が定める利用規則に従わないとき
 - ⑩ 京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき
 - ⑪ 事前の施設の許可なく、宿泊者以外の者を客室内に入れたとき
 - ⑫ 台風の接近、河川の増水、冬季の積雪、極度の低温等、当施設の利用が危険または困難だと判断した場合
2. 宿泊者が連絡をしないで、到着予定時刻になっても到着しないとき、または、

到着予定時刻から2時間以上過ぎて連絡のないときは、宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

3. 前項の規定により、宿泊契約が解除されたものとみなした場合において、宿泊客がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車・航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊客の責めに帰さない理由によるものであることが証明された場合、違約金はいただきません。

第7条（宿泊者の登録）

宿泊者は、施設利用前に次の事項を登録していただきます。

1. 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
2. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
3. 出発日および出発予定時刻
4. その他、当施設が必要と認める事項

宿泊中に宿泊登録者以外の者を新たに宿泊させる場合は、遅滞なく当施設に申し出て登録を行い、新たな宿泊料金と支払済宿泊料金の差額を精算していただきます。

第8条（客室の使用時間）

宿泊者が当施設を使用できる時間は、正午から翌朝10時までとします。

ただし、連泊して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第9条（利用規則の遵守）

宿泊者は、当施設内において当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

第10条（料金の支払い）

利用料金は、予約時にクレジット決済でお支払いいただきます。当日、施設内で追加購入された商品についてはチェックアウト時に現金で精算していただきます。

第11条（寄託物等の取扱い）

1. 当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。
2. 宿泊者が当施設内に持ち込んだ物品または現金並びに、貴重品に関して、当施設の故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当施設は責任を負いません。

3. 宿泊者の手荷物または携帯品が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間は当施設にて保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品に関しては処分させていただきます。

第12条（損害賠償）

宿泊者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設に対しその損害を賠償するものとします。なお、損害を与えた者の特定の可否に関わらず、当施設はお申込み本人（当施設会員）に損害の賠償を請求するものとします。

第13条（管轄及び準拠法）

本約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する地方裁判所、簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表：違約金（キャンセル料）

違約金	不泊	当日 キャンセル	前日 キャンセル	2日～7日前 キャンセル	8日～21日前 キャンセル	22日前迄
	100%	100%	80%	50%	30%	なし

1. 上に記載している料率は、ご予約金額の税込総額に対する違約金の比率です。
2. 違約金が発生する場合は、違約金部分のみクレジット決済をさせていただきます。
3. 予約日数や予約人数が変更になった場合も、第1項を基準に違約金を申し受けます。